

## 平成29年度病院群輪番制病院運営事業計画（案）

### 1 会議開催予定

平成29年度峡南地域保健医療推進委員会

定期 年2回開催（6月、3月頃開催予定）

随時 必要に応じて開催

### 2 病院群輪番制病院運営事業

平成29年4月1日～平成30年3月31日

休日診療（日曜、祝日） 72日 1病院により運営

夜間診療（毎日） 365日 2病院により運営

## 平成29年度病院群輪番制病院運営事業予算書(案)

### 収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考	
町負担金	32,457,000	31,555,000	902,000	町負担金内訳	
				市川三郷町	9,664,000
				早川町	675,000
				身延町	7,709,000
				南部町	4,957,000
				富士川町	9,452,000
				合計	32,457,000
繰越金	8,211	10,134	1,923		
諸収入	30	30	0	預金利子	
計	32,465,241	31,565,164	900,077		

### 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
委託料	32,457,000	31,555,000	902,000	5病院 峡南医療センター市川三郷病院 峡南医療センター富士川病院 峡南病院 飯富病院 身延山病院  休日 1ヶ所 × 72日 × 37,472円 × 消費税 夜間 2ヶ所 × 365日 × 37,472円 × 消費税 千円未満端数は予算範囲内で調整 割戻率 1.00000795
振込手数料	2,268	2,268	0	
予備費	5,973	7,896	1,923	
計	32,465,241	31,565,164	900,077	

## 病院群輪番制病院運営事業実施要領

峡南地域保健医療推進委員会

## 1 目 的

この要領は、病院群輪番制病院運営事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委託事業

この委託事業は、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、輪番病院が重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者を確保し、休日又は夜間の診療を行う病院群輪番制病院運営事業とする。

## 3 委託料の算定方法

委託料は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、予算を勘案して調整するものとする。

- (1) 次の表の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
休 日	<p style="text-align: center;"><b>37,472円×診療日数</b> <b>(消費税及び地方消費税は別)</b></p> <p>平成28年度まで 39,345円×診療日数 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p>	病院群輪番制病院の運営に必要な医師手当、給与費等
夜 間	<p style="text-align: center;"><b>37,472×診療日数</b> <b>(消費税及び地方消費税は別)</b></p> <p>平成28年度まで 39,345円×診療日数 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p>	

(注)診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対 象 時 間
休 日	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで診療を行うもの
夜 間	午後 5 時 3 0 分から翌日午前 8 時 3 0 分まで診療を行うもの

休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）をいう。

#### 4 輪番病院

輪番病院は、原則として、峡南地域保健医療推進委員会の管内にある病院のうちこの委託事業に参加する意思を有する病院をもって構成するものとするが、地域の実情により、峡南地域保健医療推進委員会は、重症救急患者の受入れに対応できる管内の有床診療所に参加を求めることができるものとする。

#### 5 輪番日の調整

この委託事業に係る輪番日は、峡南地域保健医療推進委員会が、この委託事業に参加する病院（有床診療所を含む。）の希望に基づいて調整し、割り振るものとする。

#### 6 委託料支払い時の振込手数料

各輪番病院への委託料の支払方法は、口座振替によるが、支払い時に生じる振込手数料については、峡南地域保健医療推進委員会が負担するものとする。

平成 20 年 6 月 3 日

〔平成 20 年度峡南地域保健医療推進委員会で承認〕

平成 28 年 6 月 21 日

〔平成 28 年度峡南地域保健医療推進委員会で承認、  
平成 29 年 4 月 1 日から適用する。〕